

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績

医科点数表第2章第10部手術通則の第5号及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術

【算出期間】 2024年1月1日～2024年12月31日

区分1		件数	合計
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	134	264 件
イ	黄斑下手術等	1	
ウ	鼓室形成手術等	4	
エ	肺悪性腫瘍手術等	14	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	111	
区分2		件数	合計
ア	靭帯断裂形成術等	39	116 件
イ	水頭症手術等	66	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	11	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	
区分3		件数	合計
ア	上顎骨形成術等	3	3 件
イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0	
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
キ	同種死体腎移植術等	0	
区分4		件数	合計
	胸腔鏡もしくは腹腔鏡を用いる手術	256	256 件
区分5		件数	合計
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術	60	515 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	55	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	38	
オ	経皮的冠動脈形成術	0	
	1) 急性心筋梗塞に対するもの	2	
	2) 不安定狭心症に対するもの	27	
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0	
	経皮的冠動脈ステント留置術	53	
	1) 急性心筋梗塞に対するもの	29	
	2) 不安定狭心症に対するもの	251	
	3) その他のもの		